

令和5年度第3回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和5年8月18日（金）午前10時00分～午前10時34分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員13名
公益 押野委員、コーエンズ委員、本間委員、村山委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、西部委員
使用者側 岩田委員、太田委員、鈴木委員、丹委員
【欠席】公益・丸山委員、使用者側・大沼委員

(事務局) 小林労働局長、富田労働基準部長、高橋賃金室長、
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- (1) 山形県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) 山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）
- (3) その他

5 議事経過

○村山会長

ただ今から、第3回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

はじめに、本日の出席者及び公開の関係、その他、審議の前に報告することがありましたら事務局からお願いします。

○事務局：高橋

本日は、公益の丸山委員と使用者側の大沼委員が欠席されておりますが、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員4名、計13名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と答申文、諮問文の受渡しの場면을許可しております。

○村山会長

それでは、これから審議に入りますので、報道機関の方、カメラ撮りは一旦ここまでとしてご着席をお願いいたします。なお、答申文、諮問文の受渡しの場面の撮影につきましては、そのタイミングで時間を取りますので、その際の指示にしたがっていただければと思います。

議事の(1)山形県最低賃金の改正決定に進みます。山形県最低賃金専門部会の審議結果について、コーエンズ部会長から報告をお願いいたします。事務局は部会報告の写しを配付してください。なお、各委員のお手元に配付済みかと思っておりますのでご覧ください。

○コーエンズ部会長

それでは、報告させていただきます。山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会部会長コーエンズ久美子。山形県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和5年7月7日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について答申」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の山形県最低賃金時間額822円は、令和3年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。さらに、当専門部会として、山形県内の中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい状況を踏まえ、政府に対する要望事項として、①業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、一層の実効性ある制度とすること、②賃上げに伴い事業主の負担が増大する社会保険料の減免措置を講ずるなど、即応性・実効性の高い施策を実施すること、③中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁の実現に向け、親事業者への監視と指導を徹底するなど、取引適正化の実効的な施策を一層強化・拡充することを山形地方最低賃金審議会の答申に付記することを要望する。

山形県最低賃金。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間900円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆動手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生の日、法定どおり。

山形県最低賃金と生活保護との比較について。1 地域別最低賃金（1）件名、山形県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額822円。（3）発効日、令和3年10月2日。2 生活保護水準（1）比較対象者、18歳から19歳・単身世帯者。（2）対象年度、令和3年度。（3）生活保護水準（令和3年度）、生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,708円）。3 生活保護に係る施策との整合性について、上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。以上です。

○村山会長

ただ今の報告について、この後、各委員からご意見を伺った上で採決いたします。引続きこのまま公開の形で進めたいと思いますが、ご異議はございませんか。（「異議なし」の声。）それでは、ただ今の報告のとおり、専門部会では46円引き上げて900円とする結論に至ったということでございます。また、特に、県内の中小企業・小規模事業者の厳しい状況を踏まえて、政府に対する要望事項として、業務改善助成金など中小企業・小規模事業者に対する支援策の拡充、社会保険料の減免措置、価格転嫁を進めるための実効的な施策の強化・拡充を要望する旨を本審議会の答申に付け加えてほしいとのことであります。これらの部会報告について各側委員からご意見があればお聞きしたいと思います。まず、労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

ありません。

○村山会長

次に、使用者側いかがでしょうか。

○使用者側：丹委員

ありません。

○村山会長

公益委員からございますか。それでは、意見がないようですので、部会報告について採決を行います。山形県最低賃金の改正について、当審議会として部会報告のとおり、時間額を46円引き上げて900円とすることで答申したいと思います。また、この答申に先ほど報告がありました政府に対する要望事項を付け加えたいと考えております。これについて賛成の委員の挙手を求めます。公益委員3名、労働者側委員5名、計8名ですね。反対の委員の挙手を求めます。使用者側委員4名ですね。採決の結果、会長を除き、賛成の委員が8名、反対の委員が4名ですので、出席委員の過半数の賛成を得たものと認められます。これにより山形県最低賃金の改正について部会報告のとおり答申することに決定いたしました。答申文案作成のため若干お時間をいただきたいと思いますと思いますが、事務局どの程度必要でしょうか。

○事務局：高橋

5分程度頂戴できればと思います。

○村山会長

それでは、答申文案ができるまで5分程度休憩といたします。

(休 憩)

○村山会長

それでは、審議を再開いたします。当審議会としての答申文案ができあがりましたので、内容を確認したいと思います。事務局で読み上げてください。

○事務局：高橋

標題以下を読み上げさせていただきます。山形県最低賃金の改正決定について答申。当審議会は、令和5年7月7日付け山形労発基 0707 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について答申」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の山形県最低賃金時間額822円は、令和3年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、当審議会として、山形県内の中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい状況を踏まえ、政府に対して、①業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、一層の実効性ある制度とすること、②賃上げに伴い事業主の負担が増大する社会保険料の減免措置を講ずるなど、即応性・実効性の高い施策を実施すること、③中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁の実現に向け、親事業者への監視と指導を徹底するなど、取引適正化の実効的な施策を一層強化・拡充することについて要望する。

別紙1、山形県最低賃金。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間900円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生の日、法定どおり。

別紙2、山形県最低賃金と生活保護との比較について。1 地域別最低賃金(1) 件名、山形県最低賃金。(2) 最低賃金額、時間額822円。(3) 発効日、令和3年10月2日。2 生活保護水準(1) 比較対象者、18歳から19歳・単身世帯者。(2) 対象年度、令和3年度。(3) 生活保護水準(令和3年度)、生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(95,708円)。3 生活保護に係る施策との整合性について、上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。以上でございます。

○村山会長

委員の皆様、この内容でよろしいですね。(「異議なし」の声。) それでは、この内容で山形労働局長に答申をいたします。報道機関の皆様、答申文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。答申します。

○小林労働局長

ありがとうございます。

○村山会長

報道機関の皆様、ご着席ください。 それでは、ここで山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○小林労働局長

労働局長の小林でございます。ただ今、村山会長より山形県最低賃金の改正決定について答申を頂きました。7月7日に諮問を行いまして、ご審議をお願いいたしました。県民からの注目も高い中で、地域の実情や労使の動向などを踏まえまして、慎重な審議を尽くしていただいた上で答申を頂きましたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。特に、専門部会の委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、またそれぞれお立場や実情等色々ある中で6回にも及ぶご審議を頂いたと聞いております。重ねて感謝を申し上げます。

本日の答申を尊重いたしまして、速やかに改正発効に向けての進めを進めてまいります。また、改正後の最低賃金の履行確保が何より重要であると考えております。周知・広報や履行確認の徹底、並びに業務改善助成金を始めとする、中小企業・小規模事業主への支援策について、労働局といたしましても最大限取組んでまいります。

委員の皆様のご尽力に改めて心から感謝を申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、答申に対するお礼とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○村山会長

ありがとうございました。これからの事務手続について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

ただ今、答申がなされましたので速やかに答申の内容を公示いたしまして異議申出の受付

を行います。期間は9月4日月曜日までとなります。異議申出がなされた場合には9月5日火曜日午前10時から開催を予定しいおります第4回本審議会におきまして異議の取扱いについてご審議を頂きます。審議の結果「異議を認めず答申のとおり決定する」という結論となった場合は直ちに官報公示の手続きを進めまして10月14日から効力発生となる見通しでございます。なお、異議申出がなかった場合であっても10月14日効力発生となります。以上でございます。

○村山会長

ただ今の説明について何かご質問はございますでしょうか。よろしいですね。

続きまして、議事の(2)特定最低賃金の改正決定の必要性についてに進みます。これにつきまして労働局長から諮問を受けることとなっております。報道機関の皆様、諮問文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。事務局は諮問文の写しを配付してください。なお、委員の皆様にはあらかじめお手元に配付済みかと思えます。

○小林労働局長

山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小林学。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金ほか3件の山形県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求め、諮問いたします。

○村山会長

それでは、必要性の諮問理由について労働局から説明をお願いいたします。

○富田労働基準部長

特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問理由をご説明いたします。資料の1ページ、令和5年度特定最低賃金改正決定の申出状況をご覧ください。本年7月24日に現行の4つの特定最低賃金に係る産業であります、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。自動車・同附属品製造業。自動車整備業の関係労働組合の代表から、特定最低賃金の改正決定を求める申出がございました。

山形労働局において内容を審査しましたところ適用労働者に対する申出合意労働者の割合が3分の1以上であり、申出に必要な条件を満たしていると認められることから、本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について山形地方最低賃金審議会の意見を求める諮問をさせていただきました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。何かございませんでしょうか。特によろしいですね。

それでは、これから必要性の審議に入ります。必要性の審議は今回と次回の2回にわたって行います。初めに労働者側から申出に係る説明とご意見をお願いいたします。

○労働者側：石川委員

連合山形の石川でございます。特定最低賃金につきましては、当該産業における、労働条

件の向上、または事業の公正競争をより高いレベルで確保すること、また、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしております。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる中においても何ら変わることがない普遍的なことでございます。公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化や労働力、人口流出に伴う産業間の人材確保競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定最低賃金の意義や必要性は高まってきているのではないかと考えております。その重要性を再認識し当該産業労使のイニシアティブの発揮に向け、真摯な議論を尽くして参る所存でございます。

申出を行った資料のとおり、適用労働者数の3分の1を超える合意をもって、申請を行いました。基幹的な労働者の申出ということでご理解いただければと思います。資料の12ページ、特定最低賃金の疎明資料を付けさせていただきました。こちらは厚生労働省発出の令和4年度賃金構造基本統計調査、賃金センサスを基に当該4業種の賃金について、調べた結果を記載したものとなります。概ね16万円程度の初任給となっておりますが、当該産業初任給を時給換算しますと、いずれも現行の特定最低賃金を上回っている状況です。意味するところは、深刻な人手不足解消のため、人材確保激化の中、採用時における企業の努力によるものではないかと推測されます。当該4業種、10人から99人の小さい事業所においては、若年層の採用が難しい、そもそも求職者がいないという問題があると伺っております。その補填のため、電子部品・デバイスでは69歳まで、ほか3業種につきましては、規模によりますが70歳以降の賃金までも設定されております。自動車整備業においては1000人以上の事業規模でさえも70歳以降の賃金がしっかりと担保された賃金実態が見て取れます。どの産業も課題が非常に深刻化しております。人材を集めることが出来るかというところが企業又は産業存続にもつながる喫緊の課題ではないかと考えております。

それぞれの産業でしっかり地域別最低賃金に対して優位性を持った金額を担保し、地域間格差による労働力流出などを鑑み、人材確保を最優先と考えるべきではないでしょうか。特に若年層の確保を推進し県内企業存続と産業、工業の発展に寄与することで山形の未来につながることを中心に真摯な議論を尽くして参る所存でございます。当該労使のイニシアティブを発揮してそれぞれの課題に対応していただきたいと考えております。

○村山会長

続きまして、使用者側からご意見をお願いいたします。

○使用者側：丹委員

例えばですが、電気機械の903円の数字を見ても分かるように、地域最低賃金が大幅に引上げられることでだんだん差額が少なくなって、そろそろ埋没するところが出てくるんじゃないかと思えます。それとともに何を根拠に基幹的労働者と位置付けるのか等々どうしても理解できない部分が以前からございます。このことも含めて今日の段階では留保させていただきたいと思えます。明確な賛否については次回に述べさせていただきたいと思えます。

○村山会長

各側、公益委員から、ご意見、ご発言はございませんでしょうか。本日の段階ではこの程度とさせていただきたいと思えます。次回も引き続き必要性についての審議を行います。次回の日程等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：高橋

次回、第4回本審議会は9月5日火曜日午前10時から大会議室で開催いたします。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

○村山会長

次回の第4回本審議会は、本日答申いたしました地域別最低賃金に対して異議の申出があった場合の異議審と、本日に引き続き特定最低賃金の必要性の審議となります。これらの審議については原則どおり公開としたいと思いますが、特段のご意見はございますでしょうか。よろしいですね。それでは、次回の本審議会は公開といたします。

本日予定していたものはこれで終了となりますが、この機会に何かご発言はございますか。ないようですのでこれもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。